平成２１年（フ）第４６１号
鹿児島県鹿児島市原良町2042番地　１号
債務者　大迫　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
北海道苫小牧市字錦岡491番地の66
債務者　松井　武紀
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１６９号
北海道苫小牧市若草町５丁目５番12―208号
債務者　布田　征子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１７０号
北海道苫小牧市若草町５丁目５番12―208号
債務者　布田　政洋
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１７８号
北海道苫小牧市木場町３丁目７番１号
債務者　岡本　　翔
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２０年（フ）第５７号
宮城県大崎市古川塚目字北原21番地
債務者　佐々木若子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２０年（フ）第５８号
宮城県大崎市古川塚目字北原21番地
債務者　佐々木美保
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
宮城県大崎市鳴子温泉字赤湯15番地１
債務者　遠藤　伸子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２７０号
秋田市新屋町字新町後252番15号　レオパレスＭＤＡⅡ―102、住民票上の住所秋田市雄和椿川字鹿野戸107番地94
債務者　東海林靖子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７６号
秋田市新屋栗田町１番47―10号　ライフキャップ栗田町Ⅰ、前住所秋田市新屋勝平町７番32号　スウィート・フル・ブライア101号
債務者　相原　智美（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７３号
川崎市幸区南加瀬２丁目11番24―102号　川重マンション
債務者　小原　弘美（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３８３号
川崎市川崎区大師駅前１―17―15、住民票上の住所川崎市川崎区昭和２丁目８番３―303号　パストラル青山
債務者　中村　美穂（旧姓須山）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３８９号
川崎市麻生区虹ヶ丘２丁目３番11―204号
債務者　五十嵐康二
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３９１号
川崎市幸区中幸町４丁目７番地　ルミナスビル501
債務者　石川　妙子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４０２号
川崎市麻生区王禅寺西７丁目18番１―204号　市営住宅
債務者　大谷　征子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４０５号
川崎市宮前区菅生２丁目24番１号　片山荘Ｃ
債務者　須田　五月
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４１０号
川崎市宮前区有馬８丁目17番６号　ハイメルハウゼ201　矢田方
債務者　漢那　良子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係